

多摩ニュータウン地域再生検討委員会設置要綱

制定 平成 28 年 7 月 11 日

28 都市整多第 48 号

(設置目的)

第 1 条 多摩ニュータウンは、入居開始から 40 年以上が経過し、少子高齢化や施設の老朽化などの課題が顕在化している。一方、広域的な観点からみると、リニア中央新幹線の新駅の計画、圏央道の開通など、周辺地域に大きな動きが見られる。このような状況を踏まえ、多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を策定することを目的に「多摩ニュータウン地域再生検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、別紙 1 に掲げる委員（委員長を含む。）により構成する。

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会を招集し、議事を総理する。

- 2 委員長は、必要があるときは、他の学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第 4 条 委員会の調査・検討を補佐するために幹事会を置く。

- 2 幹事会は別紙 2 に掲げる幹事（幹事長を含む。）により構成する。
- 3 幹事長は幹事会を招集し、議事を総理する。
- 4 幹事長は、必要があるときは、他の学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第 5 条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公開することにより議事に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会及び幹事会の事務局は、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する

多摩ニュータウン地域再生検討委員会
委員名簿

委員長	岸井隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授
委員	大沢昌玄	日本大学理工学部土木工学科教授
委員	齊藤広子	横浜市立大学国際総合科学群教授
委員	炭谷晃男	大妻女子大学社会情報学部教授
委員	朝日ちさと	首都大学東京都市教養学部准教授
委員	東京都都市整備局次長	
委員	東京都都市整備局都市づくりグランドデザイン担当部長	
委員	東京都都市整備局民間住宅施策推進担当部長	
委員	東京都都市整備局都市基盤部長	
委員	東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長	
委員	東京都都市整備局再編利活用推進担当部長	
委員	東京都福祉保健局企画担当部長	
委員	東京都産業労働局産業企画担当部長	
委員	東京都建設局企画担当部長	
委員	八王子市副市長	
委員	町田市副市長	
委員	多摩市副市長	
委員	稲城市副市長	
委員	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部長	
委員	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部多摩エリア経営部長	
委員	東京都住宅供給公社住宅計画部長	

多摩ニュータウン地域再生検討委員会 幹事会
幹事名簿

幹事長	大沢昌玄 日本大学理工学部土木工学科教授
幹事	東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長
幹事	東京都都市整備局都市づくり政策部都市政策担当課長
幹事	東京都都市整備局都市づくり政策部多摩開発企画担当課長
幹事	東京都都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
幹事	東京都都市整備局住宅政策推進部マンション課長
幹事	東京都都市整備局都市基盤部街路計画課長
幹事	東京都都市整備局都営住宅経営部再編利活用推進担当課長
幹事	東京都福祉保健局総務部企画政策課長
幹事	東京都産業労働局総務部企画担当課長
幹事	東京都建設局総務部計画担当課長
幹事	八王子市都市計画部長
幹事	町田市都市づくり部長
幹事	多摩市都市整備部長
幹事	稲城市都市建設部長
幹事	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部ストック事業推進部 ストック再編事業第1チームリーダー
幹事	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部多摩エリア経営部 ストック・ウェルフェア推進チームリーダー
幹事	東京都住宅供給公社住宅計画部住宅計画課長